

令和4年第2回香美市議会定例会

9月開会会議録

令和4年9月26日 月曜日

令和4年第2回香美市議会定例会9月開会会議会議録

招集年月日 令和4年9月26日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月26日月曜日（審議期間第1日） 午前 8時59分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	上下水道局長	西村安史
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	猪野高廣	ふれあい交流センター所長	植田佐智
市民保険課長	萩野貴子	会計管理者兼会計課長	明石清美
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課長	宗石こずゑ	支所長	前田哲夫
建設課参事	近藤浩伸	《物部支所》	
建設課長	井上雅之	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 藤 川 典 子
議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

議案第 58号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

同意第 24号 監査委員の選任について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和4年第2回香美市議会定例会9月開会会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和4年9月26日(月) 午前9時開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

令和4年第2回香美市議会定例会9月開会会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号の追加1)

日程第1 議席の指定

日程第2 令和4年第2回香美市議会定例会会期の決定

日程第3 9月開会会議の審議期間の決定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 副議長の選挙

日程第6 議席の一部変更

日程第7 常任委員会委員の選任

日程第8 議会運営委員会委員の選任

日程第9 予算決算常任委員会委員の選任

日程第10 香南香美衛生組合議会議員の選挙

日程第11 香南清掃組合議会議員の選挙

日程第12 香南斎場組合議会議員の選挙

日程第13 香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙

日程第14 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第15 議案第 58号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 同意第 24号 監査委員の選任について

会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 8時59分 開会 開議)

○議会事務局長（一圓幹生君） おはようございます。議会事務局長の一圓と申します。このたびは御当選、誠におめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

さて、本開会会議は一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日、御出席の議員の皆様の中で、小松 孝議員が年長議員でありますので御紹介いたします。小松 孝議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（小松 孝君） おはようございます。ただいま紹介されました小松 孝です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

お諮りします。このたびの選挙において、お互いに当選の荣誉に浴し議席を得たのでありますが、初対面の方もございますので、順次、住所・氏名をもって自己紹介をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○臨時議長（小松 孝君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

それでは、ただいまから自己紹介を行います。

まず、私から行います。土佐山田町佐古藪在住の小松 孝でございます。よろしくお願ひいたします。

続いて、2番の方から順次、自己紹介をお願いいたします。

○2番（有光収三君） 香北町有瀬在住、有光収三です。4年間よろしくお願ひします。

○3番（公文直樹君） 物部町大栃在住の公文直樹です。会派は市民クラブです。4年間どうかよろしくお願ひいたします。

○4番（小松紀夫君） 香北町美良布在住の小松紀夫でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○5番（笹岡 優君） 土佐山田町京田、笹岡 優です。日本共産党に所属しています。よろしくお願ひします。

○6番（利根健二君） 土佐山田町西本町の利根健二でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○7番（中平麻衣君） 土佐山田町東本町、中平麻衣です。よろしくお願ひします。

○8番（西村剛治君） 香北町五百蔵に住んでいます、西村剛治と申します。4年間精いっぱい務めますので、どうぞよろしくお願ひします。

○9番（西山 潤君） 土佐山田町上野在住、西山 潤です。どうかよろしくお願ひします。

- 10番（濱田百合子君） 香北町橋川野に住んでいます濱田百合子でございます。
会派は日本共産党です。どうかよろしく願いいたします。
- 11番（比与森光俊君） 土佐山田町西本町在住の比与森光俊です。よろしく願
いします。
- 12番（舟谷千幸君） 土佐山田町船谷在住の舟谷千幸でございます。どうかよろ
しく願いいたします。
- 13番（村田珠美君） おはようございます。土佐山田町加茂、現在住んでいると
ころは神母ノ木なんですけれども住民票は加茂のほうにございます。村田珠美と申しま
す。どうぞよろしく願いいたします。
- 14番（森田雄介君） 土佐山田町南組に在住しております森田雄介です。日本共
産党に所属しております。どうぞよろしく願いします。
- 15番（山崎晃子君） 物部町山崎高尾に在住しています山崎晃子です。どうぞよ
ろしく願いいたします。
- 16番（山崎眞幹君） おはようございます。土佐山田町神母ノ木、山崎眞幹でご
ざいます。よろしく願いします。
- 17番（山崎龍太郎君） 土佐山田町西本町の山崎龍太郎です。よろしく願
いします。
- 18番（山本芳男君） 物部町神池の山本芳男でございます。どうかよろしく願
いいたします。
- 臨時議長（小松 孝君） 次に、説明員諸君の自己紹介を求めます。
- 市長（依光晃一郎君） 市長の依光晃一郎です。よろしく願いいたします。
- 香北支所長（前田哲夫君） おはようございます。香北支所長の前田です。香北支
所に来まして4年目になります。よろしく願いします。
- 物部支所長（竹崎澄人君） おはようございます。物部支所長の竹崎です。どうか
よろしく願いいたします。
- 総務課長（川田 学君） 総務課長の川田です。どうぞよろしく願いいたします。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 企画財政課長の佐竹でございます。よろしく願
いいたします。
- 定住推進課長（中山繁美君） 定住推進課長の中山繁美といいます。よろしく願
いいたします。
- 防災対策課長（日和佐干城君） おはようございます。防災対策課長の日和佐と申
します。よろしく願いします。
- 税務収納課長（猪野高廣君） おはようございます。税務収納課長の猪野と申しま
す。よろしく願いします。
- 福祉事務所長（中山泰仁君） 福祉事務所長の中山でございます。何とぞよろしく
お願いいたします。

- 消防長（宮地義之君） 消防本部消防長、宮地です。よろしくお願ひいたします。
- 市民保険課長（萩野貴子君） おはようございます。市民保険課長の萩野貴子と申します。よろしくお願ひいたします。
- 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） おはようございます。健康介護支援課長の宗石こずゑと申します。どうかよろしくお願ひいたします。
- 教育長（白川景子君） おはようございます、大変失礼いたしました。教育長、白川景子でございます。よろしくお願ひいたします。
- 教育次長（秋月建樹君） 教育次長の秋月といいます。よろしくお願ひいたします。
- 教育振興課長（公文 薫君） おはようございます。教育振興課長の公文 薫と申します。よろしくお願ひいたします。
- 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長の黍原です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 建設課参事（近藤浩伸君） 私は建設課参事の近藤浩伸と申します。勤務地は建設課物部分室となっております。今後ともよろしくお願ひいたします。
- 建設課長（井上雅之君） 建設課、井上です。いろいろと御迷惑をかけますが、よろしくお願ひいたします。
- 農林課長兼農業委員会事務局長（川島 進君） 農林課長兼農業委員会事務局長の川島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 商工観光課長（石元幸司君） 商工観光課長の石元です。よろしくお願ひいたします。
- 環境課長（依光伸枝君） 環境課長の依光伸枝と申します。よろしくお願ひいたします。
- 上下水道局長（西村安史君） 上下水道局長の西村安史と申します。よろしくお願ひいたします。
- 管財課長（和田雅充君） 管財課長の和田雅充と申します。土佐山田町楠目に在住しております。よろしくお願ひいたします。
- ふれあい交流センター所長（植田佐智君） おはようございます。ふれあい交流センター所長の植田佐智と申します。隣保館事業と人権関係の事業を主にしております。よろしくお願ひいたします。
- 会計管理者兼会計課長（明石清美君） おはようございます。会計管理者兼会計課長の明石清美と申します。どうかよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（小松 孝君） どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから令和4年第2回香美市議会定例会9月開会会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、タブレットに掲載してあるとおりです。

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席とします。

日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長(小松 孝君) ただいまの出席議員は 18 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に仮議席番号 12 番、舟谷千幸さんと、仮議席番号 13 番、村田珠美さんの両君を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○臨時議長(小松 孝君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○臨時議長(小松 孝君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱点検)

○臨時議長(小松 孝君) 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

併せて、この投票に関して注意を申し上げます。同姓の方がおられますので、氏名を確実に御記入くださるようお願いいたします。

事務局長から、同姓の場合の案分について説明いたします。議会事務局長、一圓幹生君、よろしく申し上げます。

○議会事務局長(一圓幹生君) 案分について説明いたします。

同姓の場合の票の案分につきましては、公職選挙法第 68 条の 2 に規定されておりますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙におかれましては通常の選挙のような案分はできません。

この取扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制を取らないため、苗字のみ記載した票につきましては、公職選挙法第 68 条第 1 項第 8 号の「何人を記載したかを確認し難いもの」として無効となりますので、御注意をお願いいたします。

○臨時議長(小松 孝君) ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長(一圓幹生君) それでは、順次点呼をいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

2 番、有光収三議員。3 番、公文直樹議員。4 番、小松紀夫議員。5 番、笹岡 優議

員。6番、利根健二議員。7番、中平麻衣議員。8番、西村剛治議員。9番、西山潤議員。10番、濱田百合子議員。11番、比与森光俊議員。12番、舟谷千幸議員。13番、村田珠美議員。14番、森田雄介議員。15番、山崎晃子議員。16番、山崎眞幹議員。17番、山崎龍太郎議員。18番、山本芳男議員。1番、小松孝議員。

(投票)

○臨時議長(小松孝君) 投票漏れは、ありませんか。

○臨時議長(小松孝君) 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

続いて、開票を行います。

舟谷千幸さんと村田珠美さんの両君は、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(小松孝君) 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

有効投票数 18票

無効投票数 0票であります。

有効投票のうち、

山本芳男君 11票

山崎晃子君 6票

小松孝君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票ですので、山本芳男君が議長に当選されました。

議場の閉鎖をお解き願います。

(議場閉鎖)

○臨時議長(小松孝君) ただいま議長に当選されました山本芳男君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで議長に当選されました山本芳男君の御挨拶がありますので、御清聴願います。

○議長(山本芳男君) 香美市議会議員選挙の後の議会構成におきまして、不詳、私が、議長選挙におきまして多数の皆様方の御支持を賜り当選人となることになりました。大変身に余る光栄でございますが、責任の重大さも痛感いたしているところでございます。

もとより浅学非才の身でございまして、その器でないということは私自身、一番承知しているところでございますが、ここに支持をいただきました限りは、身を徹して職責に全力で取り組む覚悟でございまして、今後、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（小松 孝君） ありがとうございます。

以上で、臨時議長の職務が終了しました。

皆様には御協力いただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩とします。

(午前 9時25分 休憩)

(追加議事日程及び議席表を掲載)

(午前 9時26分 再開)

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの会議の日程は、タブレットに掲載しております追加議事日程、日程第1号の追加1に記載のとおりです。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、香美市議会会議規則第4条の規定により、タブレットに掲載しました議席表のとおり指定いたします。議員各位には指定された議席に着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時27分 休憩)

(議席の入替えを行う)

(午前 9時28分 再開)

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第2、令和4年第2回香美市議会定例会会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期、定例会の会期は、本日から12月28日までの94日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月28日までの94日間と決定しました。

日程第3、9月開会会議の審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日の開会会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の開会会議の審議期間は本日1日と決定しました。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本日の開会会議の会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、1番、有光収三君、2番、公文直樹君を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は18人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、公文直樹君、6番、森田雄介君の両君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(山本芳男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長(山本芳男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(山本芳男君) 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

同姓の方がおられますので、氏名を確実に御記入してくださるようお願いいたします。同姓の場合の案分については、先ほどの議長選挙と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長(一圓幹生君) それでは、順次点呼をいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1番、有光収三議員。2番、公文直樹議員。3番、中平麻衣議員。4番、西村剛治議員。5番、西山潤議員。6番、森田雄介議員。7番、山崎眞幹議員。8番、小松孝議員。9番、舟谷千幸議員。10番、村田珠美議員。11番、山崎晃子議員。12番、笹岡優議員。13番、濱田百合子議員。14番、山崎龍太郎議員。15番、利根健二議員。17番、比与森光俊議員。18番、小松紀夫議員。16番、山本芳男議員。

(投票)

○議長(山本芳男君) 投票漏れはありませんか。

○議長(山本芳男君) 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

続いて、開票を行います。

2番、公文直樹君、6番、森田雄介君の両君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（山本芳男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

有効投票数 18票

無効投票数 0票であります。

有効投票のうち、

村田珠美君 11票

濱田百合子君 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、村田珠美さんが副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（山本芳男君） ただいま副議長に当選されました村田珠美さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項規定により当選を告知いたします。

ここで副議長に当選されました村田珠美さんの御挨拶がありますので、御清聴願います。

○副議長（村田珠美君） ただいま副議長を拝命いたしました、村田珠美でございます。皆様方の温かい御推挙をいただきまして、心から感謝申し上げます。

香美市議会初めての女性副議長ということで、光栄と重責に身の引き締まる思いがいたしております。その責任の重さをひしひしと痛感しながら、大変微力ではございますが山本議長をお支えし、そして共に円滑な議会運営と、さらなる香美市の発展・活性化に向けて尽力してまいりたいと思っております。

議員の皆様方並びに市長をはじめとする執行部の皆様方の御協力と、そして御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願いいたしまして、就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍 手)

○議長（山本芳男君） ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

日程第6、議席の一部変更を行います。

先ほどの議長選挙及び副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（一圓幹生君） それでは、申し上げます。

16番席の山本芳男議員は18番席です。18番席の小松紀夫議員は16番席になります。次に、10番席の村田珠美議員は17番席です。17番席の比与森光俊議員は1

0 番席になります。

以上です。

【議席表 巻末に掲載】

- 議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。
（午前 9時44分 休憩）
（議席の一部入替えを行う）
（常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿に掲載）
（午前 9時47分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから、日程第7、常任委員会委員の選任を行います。
4常任委員会のうち、総務・教育厚生・産業建設の3常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、タブレットに掲載しました名簿のとおりでございます。議長において指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
なお、予算決算常任委員会につきましては、同条例第2条第2項に全議員が委員である旨規定されておりますので、申し添えておきます。
それでは、ただいま選任しました3常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、

（午前 9時48分 休憩）

（各常任委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前 9時58分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
休憩中に行われた委員会におきまして、各常任委員会の委員長、副委員長が互選されましたので御報告いたします。
総務常任委員会委員長は山崎龍太郎君、同じく副委員長に小松 孝君。
教育厚生常任委員会委員長は舟谷千幸さん、同じく副委員長は笹岡 優君。
産業建設常任委員会委員長は山崎眞幹君、同じく副委員長に森田雄介君。
以上のように決定されました。各委員長、副委員長はよろしくお願いいたします。

【常任委員会の名簿 巻末に掲載】

- 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。
議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、タブレットに掲載しました名簿のとおり議長において指名いたしますので、よろしくお願ひします。
ただいま選任しました議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

(午前10時00分 休憩)

(議会運営委員会の委員長、副委員長を互選)

(午前10時08分 再開)

○議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に行われた委員会におきまして、議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので御報告いたします。

議会運営委員会委員長は小松紀夫君、同じく副委員長は山崎晃子さん。

以上のように決定されました。選任されました委員長、副委員長は、よろしく願いいたします。

【議会運営委員会の名簿 巻末に掲載】

日程第9、予算決算常任委員会委員の選任を行います。

予算決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第2条第2項第4号により18人と規定されており、全議員が委員であります。委員会の委員長、副委員長については、香美市議会予算決算常任委員会運営要綱第2条に、委員長には副議長を、副委員長には議会運営委員会委員長をもって充てると規定されています。

先ほど、副議長に村田珠美さんが、また議会運営委員会委員長に小松紀夫君が決定しております。よって、予算決算常任委員会委員長は村田珠美さん、同じく副委員長は小松紀夫君、以上のように決定されました。委員長、副委員長は、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、香南香美衛生組合議会議員の選挙を行います。

香南香美衛生組規約第5条第1項の規定では、組合の議員は、組合を組織する関係市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって組織するとされていますので、選挙される議員は議長を除く2人です。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南香美衛生組合議会議員は、比与森光俊君と中平麻衣さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました比与森光俊君と中平麻衣さんを、香南香美衛生組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました比与森光俊君と中平麻衣さんが香南香美衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま香南香美衛生組合議会議員に当選されました比与森光俊君と中平麻衣さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

次に、日程第11、香南清掃組合議会議員の選挙を行います。

香南清掃組合同規約第5条第1項第2号の規定により、組合の議員は、組合を組織する自治体にて南国市以外の市の市長、議会議長及び議会選出の者1人とされておりますので、選挙される議員は議長を除く1人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南清掃組合議会議員は、笹岡 優君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました笹岡 優君を、香南清掃組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました笹岡 優君が香南清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま香南清掃組合議会議員に当選されました笹岡 優君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

次に、日程第12、香南斎場組合議会議員の選挙を行います。

香南斎場組合同規約第5条第2項の規定では、組合の議員は、組合を組織する関係市の長及び議会において選任された議員各2人をもって充てるとされておりますので、選挙

される議員は2人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

香南斎場組合議会議員は、小松紀夫君と有光収三君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました小松紀夫君と有光収三君を、香南斎場組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小松紀夫君と有光収三君が香南斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま香南斎場組合議会議員に当選されました小松紀夫君と有光収三君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

次に、日程第13、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙を行います。

香南香美老人ホーム組規約第5条第2項の規定では、組合の議員は、組合を組織する組合市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって充てるとされておりますので、選挙される議員は議長を除く2人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

香南香美老人ホーム組合議会議員は、公文直樹君と西山潤君を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました公文直樹君と西山潤君を、香南香美老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました公文直樹君と西山 潤君が香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました公文直樹君と西山 潤君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

暫時休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

（議会運営委員会開催）

（議会運営委員会協議結果報告書及び議長報告を掲載）

（午前10時45分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

監査委員から例月現金出納検査の結果について報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告のとおりです。

次に、行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出陣をいただき、令和4年第2回香美市議会定例会9月開会会議が開かれますことに厚く御礼を申し上げます。

また、9月4日執行の香美市議会議員選挙におきまして当選されました議員の皆様へ、改めてお祝い申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍をお祈りいたします。そして山本芳男議長、村田珠美副議長には、今後とも御指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、議案の説明に先立ち、新たに市議会議員になられた方もいらっしゃいますので、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を改めて御説明いたします。

香美市の大きな方針については、第2次香美市振興計画が最も重要な計画でありまして、今年度から令和8年度までの5年間を計画期間とした後期基本計画がスタートしています。議員の皆様には、この振興計画についての進捗についても、しっかりと御指摘いただければと思っておりますのでございます。

また、来年度の令和5年4月よりスタートする、第4次行政改革大綱の策定に向けた準備を進めております。この行政改革大綱ですが、先ほど述べた香美市振興計画の推進を下支えする目的で策定いたします。分かりやすく言えば、計画の前提となる財政運営、行政組織、人材育成についてもしっかりと見直していきましょうということでもあります。

特に、私としては、変化の激しい社会情勢を先取りして政策を打ち、香美市民の幸せを実現するためには、香美市役所職員のレベルアップが不可欠であると思っております。議員の皆様方の御理解も得ながら、人材育成のための職員研修や職員視察の予算もお許しいただければと思っております。

市長就任後、いろいろな場面でお話ししていることですが、ここ数年市役所職員の中途退職者が増えている現状について、何とかしなければと私なりに努力させていただいているところです。現時点での香美市は、議会からのよい御提案であっても、マンパワー不足を原因にスピード感に欠ける面もあろうかと思いますが、新たな事業にチャレンジしていけるように、しっかりと組織を強くしてまいります。議員の皆様の御支援もよろしくお願いいたします。

次に、政治家として、市政を担うために大事にしている3つのビジョンについてお話しします。この3つとは、人づくり、絆づくり、夢づくりというものです。詳しくは6月定例会議で述べさせていただきましたので本日は触れませんが、私としては、この3つのビジョンを頭に置いて政策を実現させていきます。

また、具体的な政策立案については、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりを掲げています。以下、本日提案の議案にも触れながら御説明させていただき、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いできればと考えております。

最初に、5つの基本政策の1つ目、経済の活性化についてであります。

長期化するコロナ禍に加え、食料品価格やガソリン価格の高騰などにより、市民生活にも大きな影響が出ているところです。市としては先月23日から、香美市の加盟店で利用できる地域電子マネーk a m i c a（カミカ）に現金をチャージしていただければ、その金額の25%分をポイント付与する取組をスタートさせています。市民生活を少しでも下支えしたいという思いです。また、第2弾についても10月下旬に実施するよう準備を進めているところです。

一方、この取組を進める中で、デジタル・ディバイドという課題も見えてきました。デジタル化になじめずk a m i c aを使えない住民について、サポートする仕組みが必要であるということです。この課題についても解決策を検討し取り組んでまいります。長引くコロナ禍ではありますが、香美市の経済をしっかりと支えていくために、今後も国や県の補助金を有効活用して取り組んでまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

香美市では、5か年計画である第3期香美市健康増進計画を策定し、「市民一人ひとりが生涯を通じて、心身ともに健康でいきいきと暮らし、未来につながるまちづくりを目指す」という基本理念を掲げて取り組んでおります。本年は第3期計画の4年目となります。

聞くところによりますと、健康増進計画作成時には、香美市女性の平均寿命・健康寿命が県下市町村中最下位という状況であったそうです。現在は関係者の御努力によって最下位は脱したとのことですが、今後も私自身が先頭に立って、重点項目である血管病対策、自殺予防に力を入れてまいります。

香美市の健康づくりに関する取組は市長就任後に知ったことが多いのですが、その中

でも頼もしく感じた2つのことについてお話しさせていただきます。1つ目は、健康づくり婦人会や食生活改善推進協議会など、地域の皆様と一緒に健康づくりに取り組んでくれていること。2つ目は、市の保健師たちが、アイデアを出しながら効果的な取組を実践してくれていることです。

健康づくりに関しては、食育、生活習慣病対策、運動習慣の取組など、総合的な対応が必要です。併せて、第1期香美市自殺対策計画に基づいて行っている、自殺予防の取組にも力を入れなければなりません。地域の皆様との連携をさらに強めるとともに、今年度新たに加わった4人の保健師の人材育成にも力を入れながら、健康長寿の香美市づくりに取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

香美市は、幼稚園、保育園から小・中・高等学校、高知工科大学、また山田特別支援学校と、全ての教育機関がそろそろ非常に恵まれたまちです。私は、この特色を生かして、香美市を学園都市としてさらに成長させていきたいと考えております。

現在、香美市では、平成26年に策定した香美市教育振興基本計画の後期計画4年目を進めています。私としては、掲げられた「探究」というキーワードを大切に、子供だけではなく、大人も含めた香美市民が生涯にわたって学び続けられるよう、まちづくりに努めてまいります。

また、香美市では、新たな時代を切り開くための人材育成ということで、ICTを活用した教育など、県下でも進んだ取組を行っております。私としては、小・中学校、山田高校の児童・生徒が授業の一環で行っている、地域の課題解決の授業などを積極的に応援して、香美市ならではの学習の場を提供したり、高知工科大学と一緒に、ICTを活用しながら課題解決に取り組むなど、地域を巻き込んで行う学校教育をしっかりと応援してまいります。同時に、IT支援員の増員など、先生方が授業に集中できるような環境整備にも努めてまいります。

私は、人が成長するためには、失敗を恐れずに勇気を持ってチャレンジすることが大事だと思っております。大人が子供たちのチャレンジを応援する機運をさらに醸成したいと思っております。そして、子供たちの頑張りを発表する場を多くつくるよう、意識的に取り組んでまいります。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策です。

今月6日に台風11号、18日、19日に台風14号と、立て続けに台風の接近がありました。私自身、市長として初めての災害対策本部設置でしたが、11号に関しては、幸いにも4日の市議会議員選挙への影響がなく安心しました。また、全国的な被害をもたらした大型の台風14号に関しては、市民や議員の皆様には大変御心配された方もいらっしゃると思います。風による被害が若干ありましたが、人的な被害はなく通り過ぎ、ほっとしたところです。災害に備え、事前に避難所に避難していただいた住民の皆様さん、関係機関の皆様さんに感謝申し上げますとともに、対応に当たってくれた職員にも手

前みそではありますが感謝いたします。

一方で、コロナウイルス感染症患者及び濃厚接触者が避難した場合の対応や、市議会議員選挙で職員の人員がそろわない中での避難所開設などについて、反省すべきことも幾つかありました。市長として、どんな状況でも市民の生命と財産を守ることができるようにと、人員参集について新たな仕組みづくりを指示したところです。将来の南海トラフ地震発災も念頭に、今後とも取組を加速化させてまいります。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

先月11日に、国道195号大栃橋開通式典が執り行われました。この新大栃橋の完成を機に、物部町の活性化に取り組む決意です。その1つとして、旧大栃高校の利活用について、今度の市長会で知事に要望することとしています。県が所有する建物ではありますが、香美市の指定緊急避難場所としており、香美市として有効活用しなければもったいないと思っております。地域活性化につながる取組を呼び込むべくチャレンジしてまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。現在、国のマイナンバーカード取得促進についての方針に従い、香美市でも休日窓口の設置、出張受付会を開催するなど取組を進めています。特に、マイナンバーカードの取得申請が必要なマイナポイントについては、締切りが9月末から12月末まで延長されましたが、香美市民から知らなかったと言われぬように、市職員と一緒にPR活動を行っているところです。

今のところ、マイナンバーカードの利便性はまだまだだと私自身は思っていますが、社会のデジタル化の流れは、香美市のような中山間地域を抱える地域ほど必要性が高いと思っております。例えば、香美市には岡ノ内郵便局、安丸郵便局、繁藤郵便局など、市役所から遠い場所にも郵便局はたくさんありますが、マイナンバーカードを使って住民票を交付していただくなどのことも、今後進めてまいりたいと思っております。今後も、マイナンバーカードを住民が活用する場面は着実に増えることと思います。市民サービス向上のためのマイナンバーカード取得について、しっかりと取り組んでまいります。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。

人口減少が続く高知県において、中山間地域の人口減少が加速度的に進み、同時に高知市などへの人口集中も続いております。行政運営を考えたときには、人口集中が進めば効率的であり、集落が点在していれば非効率であるという考え方があります。中山間対策をやるのは、非効率で無駄だという考え方があります。

しかし、私は、長い歴史があり先祖代々守ってきた集落が、戦後の数世代で消滅してしまうというのは何とももったいないと思っておりますし、何より残すべき価値があると思っております。香美市の歴史ある集落は、生活文化、伝統行事、食文化など、代々

受け継がれてきた文化があります。なぜ、そういった集落独自の文化が継承されてきたかと言えば、土地の特性に合わせて人が無理なく快適に生活できるよう、先人が長い年月をかけて工夫を積み重ねてきたからです。この歴史ある集落で、水と食料とエネルギーを確保し生活してきた伝統的な営みは、今盛んに言われている環境に優しい生活、カーボンニュートラルの生活そのものであると私は思っています。香美市の中山間集落に人を呼び戻し、集落の伝統文化を継承していくまちづくりは、世界が目指す持続可能なまちづくりだと確信しております。ICT技術の活用も含めて、新たなチャレンジを呼び込みながら、香美市の中山間集落の再生のために全力を尽くします。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

6月に、こども家庭庁の法案が国会で可決され、来年4月に発足いたします。香美市は、子供たちに絶大なる人気を持つキャラクター、アンパンマンを生み出したやなせたかし先生の生誕地であり、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムがあるまちでもあることから、私自身、子供施策の充実にはしっかりと取り組む決意です。

このこども家庭庁の必要性は、日本の少子化問題に加えて、児童虐待や貧困の面からの支援も必要であるとの認識から、国で議論されたものです。そのため、香美市においても、子供施策については福祉の面からもしっかりと支えなければならないと考えております。特に、長引くコロナ禍の中で親の所得が減少し、そのいらいらが子供の虐待につながることは、何としても防がなければなりません。香美市をもっと子育てしやすいまちにして、地域で子育てを応援していくまちにしていきたいと思っております。そして、来年度からの子供施策について、香美市役所の体制も含め、議員の皆様にご意見をいただいております。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。

10月から香美市公共施設予約システムがスタートします。私は、このコロナ禍の中にあって、人と人とのつながりが薄れているのではないかと危機感を持っております。そんな中、この公共施設予約システムは、人との交流を促進し、文化芸術やスポーツを楽しんでもらうために、非常に役立つ取組だと思っております。このシステムを香美市市民にどんどん使っていただいて、香美市の施設を有効活用して交流いただくことで、香美市の温かな人間関係を改めて活性化していきたいと思っております。私としましては、このシステムを積極的にPRして施設の利用促進につなげ、今後とも文化活動やスポーツを楽しむ市民を応援してまいります。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

次に、本会議に上程します議案について提案いたします。

議案第58号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

以上、議案1件の提案となりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（山本芳男君）　　これで、行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議会運営委員会からの協議結果報告書のとおり、今開会会議に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君）　　異議なしと認めます。よって、今開会会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第15、議案第58号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君）　　本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としましては、非常勤職員が、子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件緩和。そして、非常勤職員の子が1歳以降で一定の場合に取得することができる育児休業について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の取得の柔軟化。また、育児休業法の改正により、原則2回まで育児休業を取得することができるようになったことから、育児休業等計画書の廃止などの改正となっております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（山本芳男君）　　説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　ちょっとお聞きしますが、夫が育児休業を取っていたと、そして次に第2子が生まれたと。今度はその第2子の育児休業を連続的に取るということも可能でしょうか。

○議長（山本芳男君）　　総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君）　　はい、可能となっております。

○議長（山本芳男君）　　12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　昨年、今年も含めて、育児休業を取っている実績といえますか、男性、女性も含めて数が分かればお願いします。

○議長（山本芳男君）　　総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君）　　数は正確には分かりませんが、令和3年度は、男性がゼロ%で女性が100%となっております。今年度につきましては、男性でも数名の職員が育児休業を取っておりまして、徐々に男性も育児休業を取るような状況になっております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第58号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。
資料配付のため、暫時休憩いたします。
(午前11時10分 休憩)
(同意第24号及び資料を配付)
(午前11時11分 再開)
- 議長（山本芳男君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。
お諮りします。日程第16、同意第24号、監査委員の選任については人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
「異議なし」という声あり
- 議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、同意第24号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。
日程第16、同意第24号、監査委員の選任についてを議題とします。
地方自治法第117条の規定により、比与森光俊君の退席を求めます。
(10番、比与森光俊君 退場)
- 議長（山本芳男君） まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、川田学君。
- 総務課長（川田学君） 同意第24号、監査委員の選任について
下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。
記
住 所 香美市土佐山田町西本町1丁目5番1号
氏 名 比与森 光俊
生年月日 昭和27年5月27日
令和4年9月26日提出、香美市長 依光晃一郎

本同意は、監査委員である小松紀夫氏の任期が満了したことにより、後任の監査委員に比与森光俊氏を選任しようとするものです。お手元に参考資料を配付しておりますので御覧ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これから、同意第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、同意第24号は、原案のとおり同意することに決定しました。

比与森光俊君の入場を許可します。

（10番、比与森光俊君 入場）

○議長（山本芳男君） 以上で、今開会会議に付された議案は全て議了しました。

以上をもちまして、9月開会会議を終了し、令和4年第2回香美市議会定例会を散会いたします。

（午前11時14分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

臨時議長

署名議員

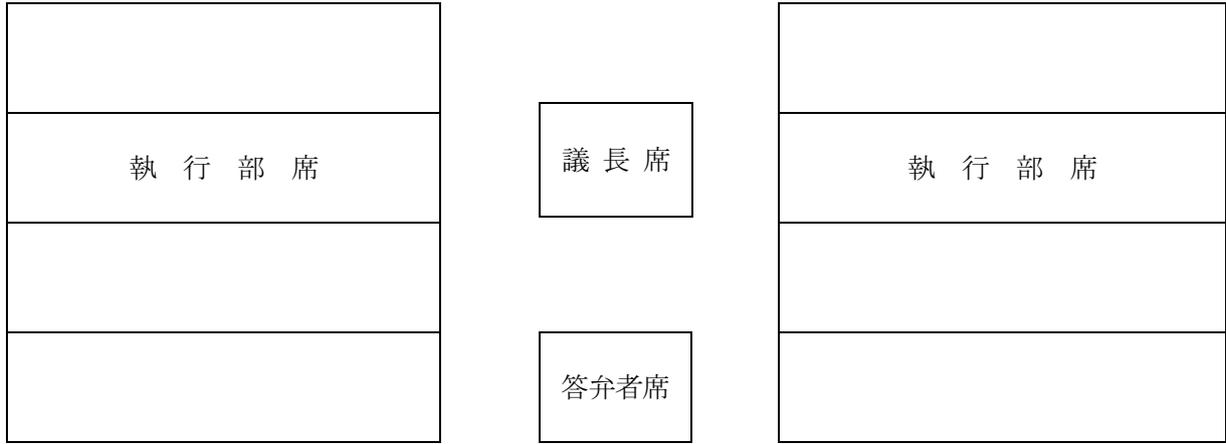
署名議員

令和4年第2回香美市議会定例会

9月開会会議録

巻末掲載文書

組織議会の議席配置図（一部変更）



質問者席



常任委員会委員の名簿

(◎：委員長　○：副委員長)

【 総務常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
4	西 村 剛 治	1 3	濱 田 百合子
8	○小 松 孝	1 4	◎山 崎 龍太郎
1 0	比与森 光 俊	1 8	山 本 芳 男

【 教育厚生常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
2	公 文 直 樹	9	◎舟 谷 千 幸
3	中 平 麻 衣	1 2	○笹 岡 優
5	西 山 潤	1 7	村 田 珠 美

【 産業建設常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	有 光 収 三	1 1	山 崎 晃 子
6	○森 田 雄 介	1 5	利 根 健 二
7	◎山 崎 眞 幹	1 6	小 松 紀 夫

議会運営委員会委員の名簿

(◎：委員長　○：副委員長)

【 議会運営委員会 8人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
6	森田雄介	11	○山崎晃子
7	山崎眞幹	12	笹岡優
8	小松孝	15	利根健二
9	舟谷千幸	16	◎小松紀夫

令和4年第2回香美市議会定例会9月開会会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第58号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 9. 26
同意 第24号	監査委員の選任について	原案同意	4. 9. 26